

業務連携・協力に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と株式会社日本政策金融公庫（以下「乙」という。）は、地域活性化に係る相互の連携を円滑にするため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、連携（以下「業務連携」という。）を円滑に行うことにより、生駒市における地域活性化に寄与することを目的とする。

（連絡窓口の設置）

第2条 甲及び乙は、業務連携に係る窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

（業務連携の内容）

第3条 甲及び乙は、連携して次の事項を行うものとする。

- （1）地域産業の振興、中小企業等の支援に関すること
- （2）農林水産業の振興に関すること
- （3）創業支援に関すること
- （4）事業承継支援に関すること
- （5）その他甲及び乙が必要と認めた取組みに関すること

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく業務連携において知り得た情報を業務連携上必要な範囲においてのみ使用し、開示者の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、個別企業の情報及び個人情報を他の当事者に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。

3 本協定の有効期間満了後も第1項は効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第5条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務連携において知り得た情報の複写又は複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

（情報の返還等）

第7条 甲及び乙は、他の当事者から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は当該者の指示に従って処分する。

（漏えいの防止等）

第8条 甲及び乙は、第4条から前条までの義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、開示者に報告する。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙のいずれかが他の全ての当事者に対し別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、他の全ての当事者に対して1ヵ月前までに通知することにより、他の全ての当事者に何ら責任を負うことなく、本協定を失効させることができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第10条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。

- （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- （1）暴力的要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な行動をし、又は暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、他の当事者が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当することが判明し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、当該者に何らの催告をすることなく、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

4 前項に基づいて本協定の全部又は一部が解除された場合、第1項又は第2項に違反した当事者は、他の当事者に生じた一切の損害を賠償するものとし、自らに生じた損害について他の当事者に何らの請求もできないものとする。

（協議事項）

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上解決する。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が各自記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和7年6月 日

甲 生駒市東新町8－38
生駒市

生駒市長 小 紫 雅 史

印

乙 奈良市大宮町7－1－33奈良センタービルディング6階
株式会社日本政策金融公庫
奈良支店 支店長

印